

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和8年4月9日
招集年月日	令和8年4月21日
招集場所	知立市役所 302・303会議室
参集時間	午後2時00分、委員15名、オブザーバー1名、事務局4名が参集した。
出席委員	農業委員：1岡田 めぐみ 2永田 治男 3加古 和市 4毛受 浩 6石原 國彦 7鈴木 和幸 10成瀬 廣美 11岩堀 秀治 12高木 芳夫 13藤井 公人 14岡田 均 推進委員：15平澤 信幸 16岡田 教孝 17石川 勝幸 18小野山 悦朗 計15名
事務局	事務局長＝大淵 直也、事務局職員＝田中 美幸、篠原 美帆、平野 翔一
オブザーバー	秋月 英樹
欠席委員	5杉原 敬浩 8近藤 喜代治 9高村 昭広
開会時間	午後2時2分 開会宣言 会 長：知立市農業委員会4月総会を開催いたします。 知立市農業委員会総会規則第7条の規定の定足数に達しておりますので 総会を開催します (午後2時7分)
日程第一	議事録署名委員の指名 3加古 和市委員、7鈴木 和幸委員を指名します。(午後2時7分)
日程第二	議案の審議
議案第1号	<b>農地法第3条の規定による許可申請について</b> 事務局：【議案第1号議案書をもとに説明】 会 長：只今事務局から議案第1号の説明を頂きました。 岡田委員から補足の説明をお願いします。 岡田(教)委員：説明のとおりです。この畑は草が生えているところを見たことがないです。北側に住宅がありますが、今は空き家です。ご両親が住んでいた頃から譲受人の父親が所有者から頼まれて畑を耕作しており、お亡くなりになってからは譲受人が引き続き耕作しています。今回は所有者の方からの申し入れによって譲り受けることになったそうです。 会 長：ありがとうございます。特に問題ないとのことでした。 他にご意見、ご質問はありますか。なければ、議案第1号の案件について申請通り許可していいと判断される方挙手をお農業願います。 委 員：全員挙手

<p>議案第2号</p>	<p>会 長：ありがとうございました。全員賛成でと言う事でこの案件は申請通り許可するとさせていただきます。 (午後2時15分)</p> <p><b>生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について</b></p> <p>事務局：【議案第2号議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：只今、事務局から議案第2号の説明を頂きました。 今回、ご病気とのことですが、この案件について皆さん、ご意見、ご質問はありますか。なければ議案第2号の案件について証明することと差し支えないとされる方は挙手願います。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：ありがとうございます。では、証明することといたします。 (午後2時19分)</p>
<p>議案第3号</p>	<p><b>生産緑地買取り申出に係る農地の斡旋協力について</b></p> <p>事務局：【議案第3号議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：ありがとうございます。 地元委員さんにご協力をお願いします。何か相談等あれば事務局までお知らせください。 (午後2時21分)</p>
<p>議案第4号</p>	<p><b>農地中間管理事業の促進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に承認について</b></p> <p>事務局：【議案書第4号議案書をもとに説明】</p> <p>会 長：ありがとうございます。何かありますか。</p> <p>毛受委員：前回、解除した土地だったと思うのですがどうしてまた、契約をしたのでしょうか。</p> <p>事務局：分家住宅建築予定の土地以外の田は所有者が他の物を作るという話でしたが、結局、断念して元どおりに契約をし直したという見解です。</p> <p>毛受委員：解除した時期を考えると苗の準備とかは大丈夫なのかと心配になります</p> <p>会 長：広さを考えるとアグリ知立なら特に問題ないのではないのでしょうか。他にありますか。なければ、議案第4号の案件について承認して差し支えないとされる方は挙手願います。</p> <p>委 員：全員挙手</p> <p>会 長：ありがとうございました。みなさん、問題ないとのことでしたので、この案件も承認いたします。 (午後2時27分)</p>
<p>報告第1号 報告第2号</p>	<p>会 長：以上で議案は終了です。10ページ以降は報告案件です。事前に議案書を見て、ご質問、ご意見ある方はご発言ください。</p>

	なければ、議案書に基づく審議は終了します。 (午後2時31分)
その他	<p>・農業振興地域整備計画変更に係る協議及び農業振興地域に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号にもとづく計画(27号計画)について</p> <p>事務局:先月の議案にありました27号計画の案件につきまして、その後、精査した結果、該当地が受益地外であることが判明いたしました。したがって、27号計画の策定を取り下げて、通常の除外手続きを進めて行くということで整理いたします。今回の経緯と判断の理由ですが、当初の想定では当該地周辺、いわゆる猿渡川以北の多くが土地改良事業の受益地であることから、手続きの遅延を防ぐために最も厳格な基準であります27号計画が必要というケースで先行して審議をお願いしておりました。しかしながら、精査の結果、当該地が受益地外ということがわかり、該当地が8年ルールの特典を受けない土地と判断しました。</p> <p>・活動状況報告について(事務局)</p>
閉会時間	<p>午後2時59分閉会宣言</p> <p>会長:農業委員会総会を閉会します。 (午後2時59分)</p>